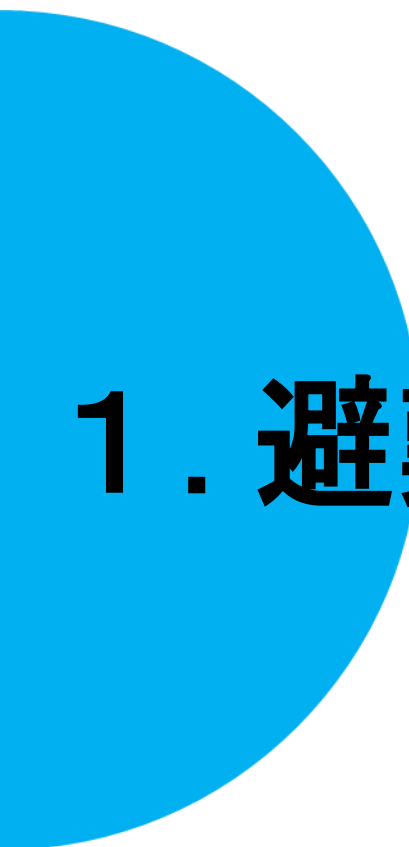


A large blue circle is partially visible on the left side of the slide, overlapping the text.

1. 避難行動要支援者支援制度 とは

避難行動要支援者支援制度設立の背景

災害において、高齢者や障がい者が犠牲となる割合が高い

→災害における全体の死者数のうち、65歳以上の高齢者の死者数

平成23年 東日本大震災 約57%

令和元年 台風第19号 約65%

令和2年 7月豪雨 約79%

こうした方々を救うための仕組みが必要

避難行動要支援者支援制度

避難行動要支援者支援制度とは

避難に支援が必要となる方（避難行動要支援者）の名簿の平時からの共有や、個別避難計画の作成により、地域において災害時に円滑な避難支援を実施することを目的とした制度

「地域の助け合いの制度」

災害の規模が大きいほど、公助は困難
災害時に命を守るためには、自助・共助が重要



制度の沿革

年月	内容
平成16年7月	新潟・福島豪雨などの梅雨前線豪雨、台風等 ⇒国がガイドラインを作成（平成18年3月）
平成17年度	新潟市災害時要援護者支援制度を開始
平成23年3月	東日本大震災
平成25年度	災害対策基本法の一部改正 ⇒・災害時要援護者を避難行動要支援者へ ・ 名簿の作成が市町村の義務化
平成29年4月	新潟市、「災害時要援護者支援制度」を 「避難行動要支援者支援制度」に移行
令和3年5月	災害対策基本法の一部改正 ⇒ 個別避難計画作成が市町村の努力義務化

避難行動要支援者とは

★在宅で、自力で避難することが困難、かつ、避難支援が必要な方

- 高齢者（75歳以上のみの世帯の方）
- 要介護認定3以上
- 身体障害者手帳1、2級
- 療育手帳A
- その他、避難支援を希望する方



避難行動要支援者名簿

市が作成する名簿は**2種類** 年に**2回更新**

全体名簿

名簿掲載要件に係る情報を収集して作成

同意者名簿

全体名簿の対象者から外部提供についての同意を得て作成

	全体名簿	同意者名簿※
名簿共有先	平時：市役所(消防署含む) 災害時：警察など	警察、自治会・町内会、民生委員、市役所(消防署含む)
活用方法	避難行動要支援者の救助・ 救援、避難支援	平時：要支援者の把握、支援 方法検討、避難訓練 災害時：避難支援
名簿掲載者数	約42,000人(R7.6時点)	約17,000人(R7.6時点)

※同意者名簿には、一覧名簿と個人名簿の2種類の名簿がある

個別避難計画

個別避難計画とは…

災害時における避難支援活動の実効性を高めるため、避難支援実施者や避難先などをあらかじめ記載した一人一人の避難支援プラン

対象者	避難行動要支援者同意者名簿登載者
作成主体	自治会・町内会、自主防災組織、福祉専門職など
計画記載内容	要支援者本人の状態像、避難先、要支援者宅近辺のハザード状況、発災時の避難支援等実施者、避難支援方法 など
活用方法	平時：避難訓練 災害時：避難支援
現状	令和3年5月の法改正後、令和5年度から新様式

※新潟市では、個人名簿の裏面に様式を掲載。地域に配布し、作成を呼びかけ。

A large blue circle is partially visible on the left side of the slide, overlapping the text.

2. 個別避難計画作成の推進

令和3年5月 災害対策基本法の改正

改正のポイント

ポイント1

個別避難計画の作成が市町村の**努力義務化**

作成優先度が高い要支援者について概ね**5年**で作成に取り組む

ポイント2

優先度が高い要支援者の個別避難計画の作成に**福祉専門職の関与**が求められた

ポイント3

避難支援等実施者、その連絡先、避難先など、個別避難計画に**記載すべき事項の追加**

新潟市の作成方針

法改正時点の取組状況

- 計画作成主体は、地域のみ
- 市は計画作成を地域に呼びかけるにとどまる
- 個別避難計画様式の記載事項が不足



令和3年5月の法改正を受け、
個別避難計画作成をより一層推進

- 個別避難計画の様式を改定
- 作成の優先度の高い要支援者の把握
- 福祉専門職(ケアマネジャーや相談支援専門員等)による、
個別避難計画作成の推進

計画様式の改定

改定前

個別避難支援計画(支援に必要なメモなど、支援担当者が記載)

●支援者

組織名	支援担当者の決め方
	A. 班(組)などでの見守り方式
	B. 支援担当者指名方式
	C. その他

(補足：Aは班名、Bは担当者氏名、Cは内容)

●支援方法など

1. 安否確認を行う。(自宅または避難先)

避難先(地震：	) 同上 対象外	
(大雨洪水：		
(津波：		) 同上 対象外
(その他：		

2. 避難する場合の避難支援の方法(選択肢に○をつける)

ア. 避難情報を伝える。(要支援者が自力で避難する。)

イ. 避難先までの移動支援(支援組織による付き添い等)

ウ. その他()

3. その他事項

問い合わせ等連絡先

〇区総務課

電話

改定後

個別避難計画

【要支援者(本人氏名：

)の状況】

同居家族等	本人以外に()人 ←単身世帯は〇 同居人の状況 ()	居住する建物	☐ () 階建ての一戸建て住宅 ☐ マンション・アパート () 階建ての() 階 に居住
身体状況 (複数選択可)	☐ 寝たきり ☐ 自力歩行が困難 ☐ 認知症の症状 ☐ 目が不自由 ☐ 耳が不自由 ☐ 危険を判断できない ☐ 難病患者 ☐ その他 備考()		
常時必要な 医薬品・補装具等			
かかりつけ医 (連絡先)			
介護・障がい サービスの利用状況	☐ 有 ☐ 無	福祉事業所、介護支援専門員(ケアマネー ジャー)・相談支援専門員の氏名、連絡先	利用 状況

【避難支援】〇原則、自力で避難できる方や家族などと一緒に避難できる方は、自ら速やかに避難

避難支援の内容 (該当するものにチェック■)	☐ 情報伝達(災害情報及び避難情報) ☐ 安否確認 ☐ 避難先までの移動支援(付き添い等) ☐ その他()			
自宅付近のハザード マップの状況 ※1	☐ 津波災害警戒区域(赤・黄) ☐ 津波浸水想定区域(青) ☐ 洪水浸水想定区域 ☐ 土砂災害特別警戒区域(赤) ☐ 土砂災害警戒区域(黄) ☐ 該当なし			
避難先 (ハザードマップ上、 自宅が被災する恐れ がない場合は斜線)	[地震] ※2	[洪水]	[津波]	[土砂災害]
避難に係る留意事項 (避難先・避難経路・想 定される災害に係る 事項を記載)				

※1 総合ハザードマップ上の自宅付近の着色を確認してチェック欄に記入

※2 津波の危険がない場合、又は津波の危険が去った後の避難先

【支援者】

氏名・連絡先等 (組織単位で支援 する場合は組織 名を記入)	①	支援者の所属団体名	支援者の住所・氏名又は組織名	連絡先等
	②	支援者の所属団体名	支援者の住所・氏名又は組織名	連絡先等

※日中・夜間で支援者が異なるなどの場合には、支援者①の他②も記入

【留意事項】

本計画については、支援に必要な範囲において、要支援者本人が利用している福祉事業所や、支援者をはじめとする地域の避難支援等関係者(自治会・町内会、自主防災組織)間で情報共有し、また、平時の避難訓練や避難対策の検討、災害時の支援等に活用します。
なお、本計画は災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、支援者などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

【個別避難計画同意欄】

私は本計画内容と留意事項について確認しました。		令和	年	月	日署名
要支援者本人 (自署)		代理人等 (本人が署名できない場合)	本人との関係()		

個別避難計画は市に提出されます。

計画様式の改定

個別避難計画

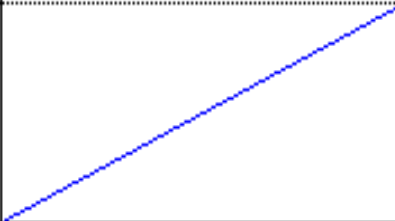
記載例

【要支援者（本人氏名： **防災 太郎** ）の状況】

同居家族等	本人以外に（ 0 ）人 ←単身世帯は0 同居人の状況 〔 妻・長男 〕	居住する建物	■ （ 2 ）階建ての一戸建て住宅 □ マンション・アパート （ ）階建ての（ ）階 に居住
身体状況 （複数選択可）	☐ 寝たきり ☒ 自力歩行が困難 ☐ 認知症の症状 ☐ 目が不自由 ☒ 耳が不自由 ☐ 危険を判断できない ☐ 難病患者 ☐ その他 備考〔 左耳が聞き取りにくいので、話をするときは右側から 〕		
常時必要な 医薬品・補装具等	杖・補聴器・眼鏡		
かかりつけ医 （連絡先）	〇〇〇整形外科（000-0000）、〇〇〇病院〇〇科（000-0000）		
介護・障がい サービスの利用状況 〔書ききれない場合は裏 面余白への記入可〕	☒ 有 福祉事業所、介護支援専門員（ケアマネジャー）・相談支援専門員の氏名、連絡先 ☐ 無	利用状況	・月・水・金曜 通所介護 （デイサービスセンター〇〇） ・月～日曜 訪問介護 （訪問介護ステーション〇〇） ・水曜 訪問看護（同上）

計画様式の改定

【避難支援】 ○原則、自力で避難できる方や家族などと一緒に避難できる方は、自ら速やかに避難

避難支援の内容 (該当するものにチェック■)	☐ 情報伝達(災害情報及び避難情報) ☒ 安否確認 ☒ 避難先までの移動支援(付き添い等) ☐ その他 []			
自宅付近のハザードマップの状況 ※1	☐ 津波災害警戒区域(赤・黄) ☒ 津波浸水想定区域(青) ☒ 洪水浸水想定区域 ☐ 土砂災害特別警戒区域(赤) ☐ 土砂災害警戒区域(黄) ☐ 該当なし			
避難先 (ハザードマップ上、自宅が被災する恐れがない場合は斜線)	[地震] ※2 ○○コミュニティセンター	[洪水] ○○コミュニティセンター	[津波] ○○ビル	[土砂災害] 
避難に係る留意事項 (避難先・避難経路・想定される災害等に係る事項を記載)	・自宅付近の洪水の深さは3～5m ・自宅付近の津波の深さは約2.0m、30分未満で到達、最寄りの津波避難ビル(○○ビル)まで約300m ・避難所までの経路上、排水路に転落しないよう注意(特に夜間)			

※1 総合ハザードマップ上の自宅付近の着色を確認してチェック欄に記入

※2 津波の危険がない場合、又は津波の危険が去った後の避難先

計画様式の改定

【支援者】

氏名・連絡先等 (組織単位で支援 する場合は組織 名を記入)	①	支援者の所属団体名	支援者の住所・氏名又は組織名	連絡先等
		〇〇2丁目町内会 (〇〇〇自主防災会)	第〇組(班・区) (または第〇班長)など	できるかぎり記入
	②	支援者の所属団体名	支援者の住所・氏名又は組織名	連絡先等
		〇〇2丁目町内会	〇〇2丁目10-11 〇〇 〇〇(個人)	000-0000

※日中・夜間で支援者が異なるなどの場合には、支援者①の他②も記入

【留意事項】

本計画については、支援に必要な範囲において、要支援者本人が利用している福祉事業所や、支援者をはじめとする地域の避難支援等関係者(自治会・町内会、自主防災組織)間で情報共有し、また、平時の避難訓練や避難対策の検討、災害時の支援等に活用します。

なお、本計画は災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、支援者などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

【個別避難計画同意欄】

私は本計画内容と留意事項について確認しました。			令和 0 年 00 月 00 日署名
要支援者本人 (自署)	防災 太郎	代理人等 (本人が署名できない場合)	本人との関係 []

個別避難計画は市に提出されます。

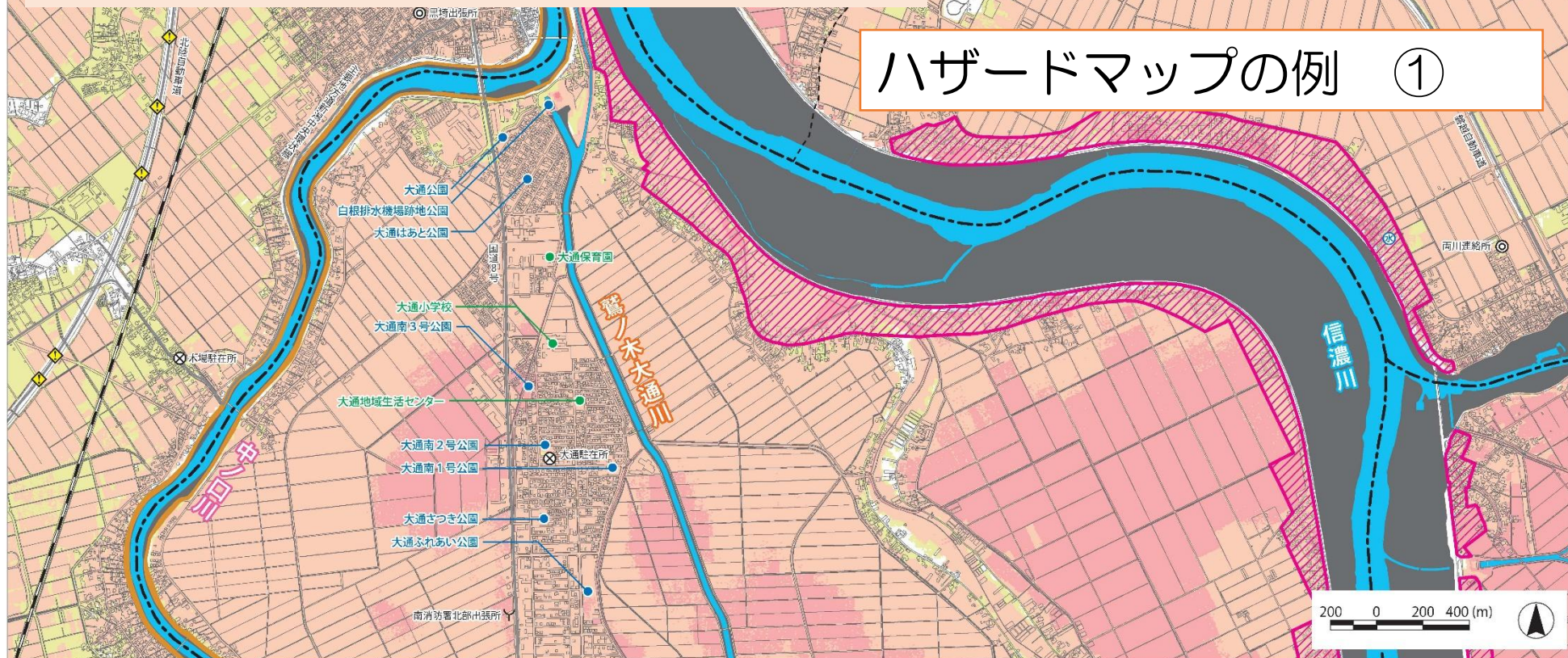
作成優先度の高い要支援者の把握

ハザード種類	ハザードの状況
津波	基準水位2m以上かつ、津波が120分未満で到達する区域（津波災害警戒区域）
洪水	浸水3m以上又は家屋倒壊氾濫想定区域及びその近接地（30メートル）
土砂災害	土砂災害警戒区域内及びその近接地（15メートル）

全市で約1,000人 （令和7年6月時点）

- ・ 南区版総合ハザードマップ（各中学校区）
 - ・ 白根北中学校区（R7.3修正）

ハザードマップの例 ①



指定避難所	信濃川	中ノ口川	荻ノ木大通川、 西大通川
大湫小学校	2階以上	2階以上	2階以上
大湫地域生活センター	2階以上	2階以上	2階以上
大湫保育園	利用不可	利用不可	利用不可

一時遊離場所	信濃川	中ノ口川	荻ノ木大通川・西大通川
大遊公園	利用不可	利用不可	利用可
大通はあと公園	利用不可	利用不可	利用不可
白根排水機場跡公園	利用不可	利用不可	利用不可
大通南1号公園	利用不可	利用不可	利用不可
大通南2号公園	利用不可	利用不可	利用不可
大通南3号公園	利用不可	利用不可	利用不可
大通さつき公園	利用不可	利用不可	利用不可
人遊みわき公園	利用不可	利用不可	利用不可

 汜濫流 河岸侵食

 水防倉庫
 洪水時危険箇所(浸水想定区域)
 ----- 中学校区境界
 ———— 行政区界

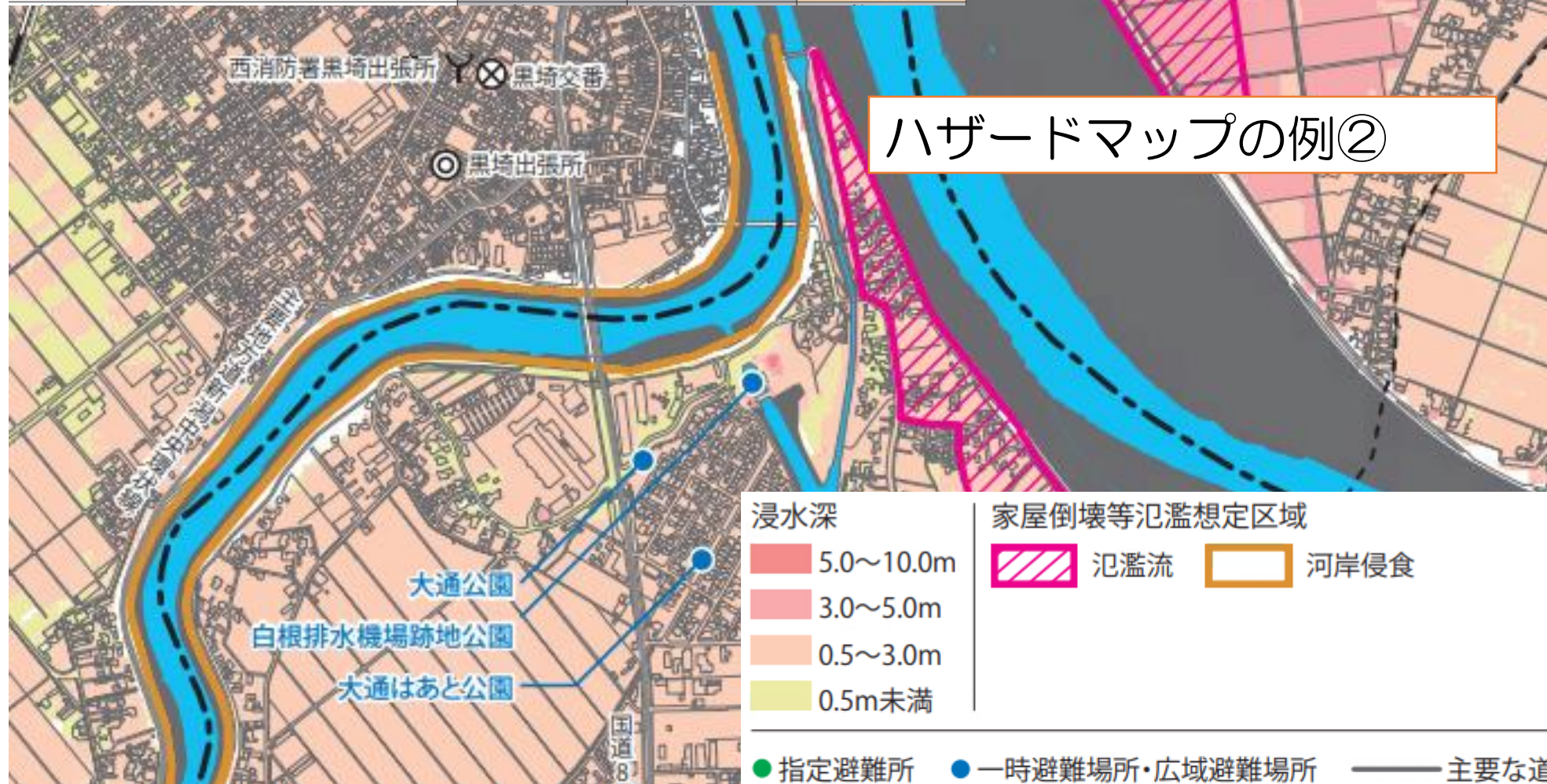
※表の見方については、裏表紙の「指定避難所・指定緊急避難場所一覧」を参照してください。

指定避難所	信濃川	中ノ口川	鷺ノ木大通川・西大通川
大通小学校	2階以上	2階以上	2階以上
大通地域生活センター	2階以上	2階以上	2階以上
大通保育園	利用不可	利用不可	利用不可
一時避難場所	信濃川	中ノ口川	鷺ノ木大通川・西大通川
大通公園	利用不可	利用不可	利用可

200 0 200 400 (m)



ハザードマップの例②



河川別の洪水ハザードマップも併せて提示する必要がある河川と該当区

令和7年5月時点

河川	洪水ハザードマップ(想定最大規模の降雨)の作成状況	該当区
大河津分水路	令和2年3月に河川別洪水ハザードマップを作成。 中学校区版に反映されていない。	南区・西区・西蒲区
五社川(信濃川水系)	令和2年6月に河川別洪水ハザードマップを作成。 中学校区版に反映されていない。	秋葉区
東大通川(信濃川水系)		
安野川	令和2年10月に河川別洪水ハザードマップを作成。 中学校区版に反映されていない。	北区・江南区
新川(新川水系)	令和4年1月に河川別洪水ハザードマップを作成。 中学校区版に反映されていない。	南区・西区・西蒲区
通船川・栗ノ木川下流	令和4年11月に河川別洪水ハザードマップを作成。 中学校区版に反映されていない。	東区・中央区
栗ノ木川上流・鳥屋野潟・ 鳥屋野潟放水路		東区・中央区・江南区
鷺ノ木大通・西大通川		南区
矢川		西蒲区
西川	令和7年3月に河川別洪水ハザードマップを作成。 中学校区版に反映されていない。	西区・西蒲区
坂本川・白勢川・宝川		西蒲区

福祉専門職による計画作成の推進

関係機関の主な役割

市	・要支援者データ作成・抽出作業 ・個別避難計画作成に関する説明会での制度・取組の説明、協力依頼
地域包括支援センター	・個別避難計画作成に関する説明会（居宅介護支援事業所、障がい者基幹相談支援センター等向け）の開催
福祉専門職 (ケアマネジャー・ 相談支援専門員)	・要支援者本人へ計画作成に同意するか確認 ・本人が同意した場合、計画作成
地域の 避難支援者 (自治会・町内会)	・地域における避難支援体制の検討・実施 ・要支援者本人が計画作成に同意した場合、計画を福祉専門職とともに作成

福祉専門職による計画作成の推進

福祉 事業所

要支援者本人に、計画作成に同意するか確認、署名依頼。
※同意しない場合は、終了。市へ報告。
ハザードマップを確認しながら個別避難計画作成。
作成したもの（原本）を、区に提出。

区 地域総務課

該当の自治会長に連絡後、要支援者の計画書を送付。

自治会

自治会にて本人の避難先・支援方法を確認し、避難支援者の欄を埋め区に提出。



区 地域総務課

本人へ原本、複写し自治会、福祉事業所へ送付。
※委託料を計画1件あたり7,000円防災課から支払い（請求書払）